

**国際人権（自由権・社会権）規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、
人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約、強制失踪条約及び障害者権利条約
に附帯する個人通報制度実現を求める決議**

当連合会は、国に対し、わが国が批准している国際人権（自由権・社会権）規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約、強制失踪条約及び障害者権利条約に附帯する全ての個人通報制度を実現することを求める。

以上のとおり決議する。

2022年（令和4年）11月25日

近畿弁護士会連合会

提 案 理 由

- 1 個人通報制度とは、人権条約の人権保障条項に規定された人権が侵害され、国内手続を尽くしても救済されない場合、被害者個人などがその人権条約上の機関（委員会）に通報し、その委員会の「見解」を求めて条約上の権利の救済を図ろうとする制度である。
- 2 個人通報制度は、国際人権（自由権・社会権）規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約においては本体条約とは別の選択議定書に定められており、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約、強制失踪条約では本体条約の中に受諾条項が用意されている。したがって、個人通報制度を実現するには、選択議定書を批准し、又は本体条約上の個人通報条項を受諾する必要がある。しかし、わが国は未だに選択議定書の批准又は受諾宣言をしていない。
- 3 人権条約上の権利を確保するための制度として、多くの人権条約には定期報告書審査制度と個人通報制度が備わっている。

定期報告書審査制度が広く国内の人権状況を定期的に報告し審査を受けるものであるのに対し、個人通報制度は定期報告書審査制度では扱われなかった個別問題も取り上げることができる仕組みとして用意されている。すなわち、定期報告書審査と個人通報の二つの制度は、人権を国際的な標準で保障していく極めて重要な制度として位置づけられ、いわば車の両輪となって、人権条約に定められた権利を実現するというシステムとなっている。

ところが、わが国のように、個人通報制度が利用できないという現状は、この車の両輪の一方が欠けていることとなり、人権を国際的な標準で保障していくという制度としては極めて不十分である。

- 4 わが国の裁判所は、残念ながら人権保障条項の適用について積極的とは言えず、民事訴訟法の定める上告の理由には国際条約違反が含まれないため、国際人権基準の国内実施が極めて不十分となっている。

各人権条約における個人通報制度がわが国で実現すれば、被害者個人などが人権条約上の機関に直接審査を求めることができる。そうなれば、わが国の裁判所も国際的な条約解釈に目を向けざるを得ず、その結果としてわが国における人権保障水準が国際基準まで前進し、また憲法の人権条項の解釈が前進するなどの成果が期待される。

- 5 自由権規約を批准している国は 173 カ国、そのうち個人通報制度を定めた第一選択議定書を批准している国は 117 カ国にのぼる（2022 年 8 月現在）。実に 7 割以上の国がこの制度を利用できることとなっている。女性差別撤廃条約の場合は、本体条約の批准が 189 カ国、そのうち選択議定書の批准は 114 カ国となっている（2022 年 8 月現在）。

わが国政府は、各条約機関から何度も、個人通報制度を導入するように勧告がなされ（自由権規約委員会からは 1993 年、1998 年、2008 年、2014 年と 4 回も第一選択議定書の批准を勧告された。）、

さらには、国連人権理事会においてなされる普遍的定期的審査(一般的に、この審査を「UPR」という。)においても多くの国から個人通報制度を導入するように勧告がなされてきた(2017年11月に行われた日本に対するUPR第3回審査では、10か国という多数の国から、女性差別撤廃条約や障害者権利条約等について個人通報制度を導入するようにと勧告がなされた。)

6 また、1979年、自由権規約をわが国が批准したときに、衆参外務委員会において、それぞれ「選択議定書の批准を積極的に検討すること」という附帯決議が採択されている。本体条約である自由権規約批准のときから第一選択議定書の批准すなわち個人通報制度の批准は国会の意思でもある。

7 日弁連は、2010年5月、国内人権機関の設置などとともに個人通報制度の実現を求める決議をしたのをはじめ、すべての各弁護士会及び各弁護士会連合会においても個人通報制度の実現を求める決議がなされている。

当連合会では、2005年11月に国際自由権規約の第1選択議定書の批准を早期に求める決議を、2010年11月に国際人権(自由権)規約、女性差別撤廃条約、拷問等禁止条約、人種差別撤廃条約などに附帯する個人通報制度実現を求める決議を、2012年11月に国際人権(自由権・社会権)規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約などに附帯する個人通報制度実現を求める決議をそれぞれ行っている。

ところが、これら決議から約10年が経過しようとする今日においてもいまだに個人通報制度が実現するに至っていない。

8 この間、日本における人権保障の状況をみると、表現の自由、生活保護費・年金額の引き下げなどの社会保障、難民問題や入管問題をはじめとする外国人の人権、子どもの人権、女性差別、障害者差別の問題など、決して国際水準に達しているとは言えない状況にある。その原因は、本来人権救済機関である裁判所が国際人権条約を十分に解釈適用せず、いまだ国際人権条約に対して消極的態度をとっていることにある。こうした状況を改善するための最も有効な手段として個人通報制度を導入し、具体的な事案において国際人権条約が国内において適正に実施されていないときには、各条約機関からその旨の指摘と勧告がなされる体制を作ることがぜひとも必要である。

9 以上の理由から、再び、当連合会が改めて本決議をすることによって、個人通報制度を早期に実現すべく本提案をする次第である。

以 上